

リボンネットワーク規約

第1条 (名称)

この会はリボンネットワークと称する

第2条 (目的)

この会はパソコンや携帯端末を利用して高齢者の見守り活動を実施すると共に、人と人との交流の活性化を図り、西東京市及びその近隣において、新たなコミュニティづくりをめざす

第3条 (事業)

- 1、この会は、パソコンや携帯端末を利用してメール発信し、返信することで、高齢者の見守り活動を行う。あわせて高齢者の生活と質の向上、福祉の増進の事業を行う
- 2、また、高齢者を中心とした市民へのIT・ICTの普及事業を行う、そのため、市内の地域別に「PC、携帯端末勉強会」(体験会という)を定期的に開催する
- 3、IT、ICT、その他目的達成のための講演会などを行う
- 4、行政や地域組織との協働、連携の事業を行う。併せて、新たなコミュニティづくりをめざす
- 5、その他目的達成のための事業

第4条 (会議体、組織及び運営)

- 1、総会：総会は最高の決議機関とし、
  - ① 毎年1回、新会計年度から3カ月以内に開催する(会計年度は7条に記載)
  - ② 特に必要な場合は臨時総会を開くことができる
  - ③ 総会は全会員の過半数の参加で成立し、決議は、出席者の過半数で決する
  - ④ ただし、第4条1項の①、⑥については、出席者の3分の2以上の賛成を要する
  - ⑤ やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、表決を委任状により、他の会員、または議長に委任することができる。

<総会の附議事項>：

- ① 規約の改正
- ② 活動報告
- ③ 活動方針
- ④ 会計報告、予算
- ⑤ 役員選出
- ⑥ 会の解散

⑦ その他必要な事項

2、運営委員会：総会に次ぐ決議機関とし、「リボンネットワーク会議」と呼ぶ

① リボンネットワーク会議は原則毎月1回開催し、日常業務を審議し、日常活動を運営する

② 特に必要な場合は臨時に開くことができる

3、事務局：日常的な事務を行う

4、実行委員会：各事業、行事を担当する実行委員会を常時または臨時に置くことができる

#### 第5条 (会員)

1、会員：本会の会員は、規約を承認し、会員になり定められた入会金、会費を納める

2、賛助会員：本会の活動を援助し、賛助会費を納めるものは賛助会員となる

#### 第6条 (役員)

本会に次の役員を置く

任期は1年とする、ただし再任を妨げない

1、代表 1名

2、副代表 若干名

3、運営委員 若干名

4、事務局長 1名

5、会計 1名

6、会計監査 1名

#### 第7条 (会計)

1、リボンネットワークの会計は、入会金、年会費、寄付金、事業収入とする

2、年1回の会計監査を実施する

3、会計年度は6月1日から翌年の5月31日とする

#### 第8条 (その他)

その他詳細事項は別に定める

#### 付則 (改訂履歴)

この規約は2019年6月17日から実施する。